

第 28 回(平成 21 年度第 8 回) ISO/SR 幹事会 議事録

1. 開催日時 : 平成 21 年 12 月 10 日 (木) 17:30~20:30

2. 開催場所 : (財) 日本規格協会 4 階 203 会議室

3. 出席者 : 【敬称略・五十音順】 出席者(○)、欠席者(×)

委員: 松本 恒雄(一橋大大学院)○、足達 英一郎(日本総合研究所)○、稲岡 稔(セブン&アイ・ホールディングス)×、井上 悟志(経産省)△(代理: 宮澤)、逢見 直人(連合)△(代理: 川島)、長見 万里野(消費者協会)○、熊谷 謙一(連合)○、黒田 かをり(CSO ネットワーク)○、斎藤 仁(経団連)○、佐野 真理子(主婦連合会)○、関 正雄(損保ジャパン)×、富田 秀実(ソニー)×、仲田 賢(連合)○、成田 裕紀(内閣府)×、水谷 綾(大阪ボランティア協会)×

関係者: 濱坂 隆×(経産省)、佐藤 洋×、小堀 紀子×(以上三菱総研)

オブザーバ: 網野 直英(経団連)、堀江 良彰(難民を助ける会)

事務局: 岡本 裕○、佐藤 恭子○、櫻井 三穂子×(以上 JSA 記)

4. 議事次第:

- (1) 議事、資料及び前回の議事録の確認
- (2) DIS コメントの検討
- (3) 今後のスケジュールの確認

5. 資料:

- WG I-28-1 第 27 回 ISO/SR 幹事会 議事録 (案)
- WG I-28-2 DIS コメント候補【項番号順】
- WG I-28-3 産業界の修正案 (#21-2, 59, 63, 65, 75)
- WG I-28-4 コメント#60 の修正案
- WG I-28-5 今後のスケジュール
- WG I-28-6 NGO の修正提案 (#60, 62, 67, 68) <当日追加>

6. 議事概要：

6. 1 議事、資料及び前回議事録の確認

事務局から、議事及び資料の確認が行われ、議題は異議なく了承された。

また、幹事会規約第7条2項の成立条件に照らして、今回の幹事会がその条件を満たすことを報告し、幹事会の成立を確認した。

さらに、経団連の網野氏、難民を助ける会の堀江氏の2名のオブザーバ参加について紹介があり、全会一致で了承された。

前回の議事録案についてコメントがある場合には、事務局まで連絡をいただきたい旨の依頼が事務局からあった。

6. 2 DIS コメントの検討

まず、前回の幹事会で検討を行ったコメント#74について確認依頼があった。

#74について：

- ・ though stakeholder engagement などと変更することはできるだろうが、dialogue with とするのは、see 5.3 との関係で、編集上難しいと思われる。IDTF では、900行～908行の Stakeholder engagement involves...の involves との整合性など議論になってくるとと思われる。An organization should identify priorities through stakeholder engagement ではどうか？

<アクション（結論）>

- ・ #74 は修正提案を次のとおり修正。
3008 行を An organization should identify priorities through stakeholder engagement に書き換える。

次に、資料 WGI-28-3 にしたがって、前回の幹事会で修正採用となった産業界コメントの修正案の確認を行った。

#21-2、59、63-2、65、75 について：

<アクション（結論）>

- ・ #21-2 は修正案を採用。
- ・ #59 は修正案を採用。
- ・ #63-2 は修正案を採用
- ・ #65 は修正案を採用。
- ・ #75 は修正案を採用。修正案を基に追加をし、整理を行う。

次に、資料 WGI-28-6 にしたがって、前回の幹事会で修正採用又は持ち帰り検討となった NGO の修正案の確認を行った。

#60、62、67、68 について：

<アクション（結論）>

- #60 及び#62 は、修正案を採用。ただし、discussed は要修正。
- #67 は修正提案欄を diverse enterprises and co-operatives are とした上で、修正案を採用。
- #68 は修正案を採用。

引き続き、前回の幹事会の続きの検討を行った。

#25、#26 について：

- IDTF 人権グループの検討が間に合わないまま時間切れで DIS としてしまったところ。WD4.1 が落とすどころだったと思うが、人権を抑圧する政府への対応が削除されてしまい、CD で保安要員が前に出てきてしまった。下の方に書いてある一般的な組織が注意すべき内容を上に持ってくるなど、順番を変える修正くらいがいいのではないかと思う。
- One prominent で特出しされてしまっている。「例えば保安要員で説明すると、」ということであれば分かる。
- この部分は修正できる部分だと思う。
- 1235 行を前に持ってきて、1227 行のビュレットを次に、その後に One prominent を One typical case としてつなげてはどうか。
- One prominent area は One area としてはどうか？
- 保安要員以外についても、アクションは共通している。an organization should..は一般的な内容として扱い、保安要員の例を Box にできないか？
- 今から Box にするのは難しい。
- A typical example とする？また、文章を組み替え、適当な場所に保安要員以外の例を入れることにしてはどうか？
- 英語の問題があるので、編集委員長にも確認したい。
- 理由は#25 を採用。

<アクション（結論）>

- #25、#26 は、修正採用。順序の入替え（1235-1236→1227-1234→1221-1226 の順）の提案とする。（現第 3 パラグラフを第 1 パラグラフに、現 2 パラグラフは、そのままとし、“In addition” を削除。現第 1 パラグラフを、第 3 パラグラフにし、書出しを、“A

typical example in respect of …” とする。)

#27 について：

- ・ ILO の文書を参照しているが、これらの条約で **irregular or undocumented migrants** を強調している可能性がないのであれば、問題ないと思うが。どの程度我が国が批准しているのか分からないが。
- ・ 日本は批准していない。
- ・ 日本は批准していないのであれば、一般的な議論で取るというのもひとつの方法。
- ・ 批准していないので、奨励するのは良くないというのは分かるが、弱者ということで考えると工夫が必要ではないか。本当の弱者がもれてしまうと良くない。
- ・ 不法滞在者を囲まないといけないという話にならないか？
- ・ ここでは、**irregular** であり、**illegal** ではないので、意図的な犯罪は入っていない。
- ・ 密入国者ではないという理解のもと、形容詞をよりいい言葉に変えられないか？
- ・ ILO の元の文から採用されている可能性がある。日本政府がどのくらいコミットしているかもあわせてチェックが必要。
- ・ **particularly if** で強調しすぎている。
- ・ 1329 行 **family** の後に **including irregular or undocumented migrants** とするのはどうか？
- ・ 理由には、「意図的な不法滞在者や密入国者を含まないと理解しているが」とする。
- ・ ここは、人権派の人々が言っているメッセージと読み取れる。
- ・ 政府の見解は分かるが、例えば労災の場合、**illegal** だから払わないというわけではなく、人権や労働法は適用される。すべてを削除するのは、人権派の反対に合うだろう。
- ・ コメントのところで「**illegal** を助長するのは、望ましくない」ということをしっかり言うべき。
- ・ ここでは人権に特化しているので、政府コメントのように、違法滞在者を雇ってはいけないということを言うといい過ぎ。それは労働の問題。

<アクション（結論）>

- ・ #27 は修正採用。1329 行 **family** の後に **including irregular or undocumented migrants** とする修正案とする。修正案は政府が作成する。

#29 について：

- ・ 1624 行では **decent condition of work**。これに合わせたほうがいいのではないか。
- ・ 先日ピッツバーグで開催された G20 の首脳宣言でも **decent work** が使われており、一

一般的でないわけではない。

- ・ 要するに、見た人が分かりやすいようにしたいという趣旨。
- ・ 理由として、「1624 行と整合させる」を追加させたほうがいい。
- ・ **decent work** については、1527 行の **decent work** と 1567 行の **decent working condition** と 1782 行の **retain decent work** の 3 箇所ある。**decent work** には、労働条件だけでなく、もう少し幅広い要素がある。一般的な場合は **decent work**、非正規は **working condition** にだけ **decent** としている。整合性を持たせるには、これら 3 つをどうするかということになる。
- ・ **decent work** の 3 つの言葉の使い方に関して一貫性を持たせることを IDTF に求める提案にするか？

<アクション（結論）>

- ・ #29 は修正採用。本文中 3 つの **decent work**(1527 行), **decent working condition**(1567 行), **decent work** (1782 行) の一貫性を持たせるよう提案。

#30 について：

- ・ IDTF での経緯からも相当難しいところ。
- ・ 日本コメントとして出すには抵抗がある。ILO の 131 号条約の最低賃金の項目にも支払い能力については触れられていない。既存の国際条約を弱めるものになるものは受け入れられない。
- ・ 政治的な問題もあるので、もし **Controversial** だということであれば、取下げたい。

<アクション（結論）>

- ・ #30 は取下げ。

#31 について：

- ・ ビュレットの位置がずれていて、読み間違えた。ページが変わっているから、ビュレットが下がっているのが分かりにくかった。
- ・ 編集上工夫できないかと問題提起するか？
- ・ ISO のルールを確認した上で、**Editing** の問題として提案する。

<アクション（結論）>

- ・ #31 は取下げ。ただし、編集上のコメントとして提案する。

#32 について：

- ・ 解雇された労働者がそのストレスに耐える訓練をするとあるが、これは具体例として

書くに値するのか？

- IDTF で確認をしてみた。もともとはルーマニアの提案。事例として一般化する必要があると **Drafter** も認識している。**Drafter** の理解は、解雇ではなくレイオフであり、確かにレイオフのない国からすると一般的ではない。
- **stress management** で切ってしまったら？
- **stress management** のトレーニングとは何か？
- コーチングを付けたかといったことは最近出てきている。そこまで面倒を見るかという議論はあろうが。
- **help to access** でかなり間接的な表現になってはいる。
- 働いている人にメンタル管理をしっかりやるという話はあるが、レイオフされた人に対してここまでやるのか？
- **through skill recognition system** もよく分からない。こういったシステムがある国の話。これも取るか？
- 一般的に新しい職を得るための支援は行われるべき。
- 中小からすると、**should** で望ましいと書かれるとつらいのでは？
- 「労働者が必要とする場合には」としては？→**when necessary** とある。
- 1785 行で一般的な **skill training** については触れている。
- 解雇される場合もあるだろうし、自分から他の仕事を選ぶこともある。
- **and** 以下を切る？
- メンタルのケアは大事。
- それは、新しい職に就く時とは限らない。
- 前半は一般的、後半はレイオフにおいてもという文脈と思うが。
- 論点は、解雇された人を面倒見る必要があるかということでは？欧米では、**mentor** やコーチングなどを雇ってあげて面倒を見る例がある。そういったものをここで取り上げて **should** とすべきか？日本の場合は、解雇は倒産寸前で行われるが、海外の場合は生産調整のためのひとつの手段。その意味で、前提が違う。
- いずれにしても、現在のままだと特定しすぎていて誤解が生まれる。

<アクション（結論）>

- #32 は修正採用。修正案は労働が作成する。

#33 について：

- 1790 行は労働条件の問題。**Training** の話ではない。労働条件のところに 1624 行とくっつけて移動させた方がいいのではないかという提案。

- ・ 人材育成という意味で、ワークライフバランスという考え方を入れた方がいいのではないか？
- ・ **Training** という話の中ではなく、労働条件として入れたほうが一般的でいいのではないか？
- ・ 人材開発の中で入ってくる主旨は？
- ・ 6.4.7.1 の中に対になる文脈がある。ぼやけるので、強調するのであれば、前に持ってきた方がいいのではないかということになるだろうが、対になっているのであれば自然。
- ・ 残しておくのはいいが、1782 行の **decent work** は修正してもらいたい。
- ・ 労働条件の部分よりも強い表現になっているというのは確か。しかし、人材育成が労働条件に入るかという問題もある。労働条件としてでない自主的取り組みとなる場合には、前半だけではカバーされないのではないかという懸念がある。

<アクション（結論）>

- ・ #33 は取下げ。

#35 について：

- ・ ごみ問題などで出さないのを **avoid**、環境問題が発生したものを **assess** し、**reduce** することなので、**avoid** が先に来るのは欧州的な順番。提案の内容は、日本的には分かりやすいので、提案してみてもいいのではないか。

<アクション（結論）>

- ・ #35 は採用。

#37 について：

- ・ 1909 行との重複感が気になる。提案では、計画を作るということを **take measures** としているのか？
- ・ 手段を定めると言う意味。
- ・ 1905～6 行はインパクトの抽出を言っている。
- ・ 2048 行と整合させる意味で、**eliminate or minimize these impacts** とすることでいいか？

<アクション（結論）>

- ・ #37 は修正採用。修正提案は、**and take measures to eliminate or minimize these impacts** とする。

#38、#39 について：

- ・ 結果的には今より **renewable** の地位を下げることになるが、NGO は問題ないか？
- ・ **renewable** も大事だが、他のことでも達成できるのではないか。積極的レベルで捉えらると、技術の **breakthrough** を目指すということも含んでおいたほうがいいのではないかという提案。今書いてあることを否定するようなものではない。

<アクション（結論）>

- ・ #38、#39 は採用。

#40 について：

- ・ **forestry** は禿山にするのと禿山に木を植えるということがある。
- ・ 伐採以外に問題はあるか？
- ・ 特に欧州では「自然林はいい。人工林はだめ」とする考え方。日本は、その部分は柔軟で林業がしっかりすれば人工林も OK という考え方。
- ・ 資源を有効活用することが文頭に書いてある。その考え方に立てば、切ったら植えるということであれば、長期的にはいいのではないかというもの。それを否定されると苦しい。
- ・ 京都議定書でシンクを否定された理由はまさにその点。

<アクション（結論）>

- ・ #40 は採用。

#41 について：

- ・ 循環社会の実現と低炭素社会の実現は必ずしも同一ではない。例えば、セメント産業では、産業廃棄物を吸収し、逆に二酸化炭素を出している。リサイクルはいいことだが、リサイクル自体が目的となると他のところで問題が出てくる場合がある。環境インパクトを考慮したほうがいいのではないかというもの。
- ・ ただ、資源は有限だから、できるだけ新しいものを使わないでリサイクルするのがいいのではないか。
- ・ ペットボトルをリサイクルすると、電力をもっと使って相対的には問題という議論もある。
- ・ 温暖化を取るか、物質の循環を取るかということのせめぎあいが始まっている。
- ・ 「やるな」ということではなく、**as much as possible** で含んでおいたほうがいいという提案。
- ・ **take into account** は重視するという意味があるから、**while considering** としては？
- ・ **considering other environmental impacts** としては？

<アクション（結論）>

- ・ #41 は修正採用。ただし、修正提案は、while considering other environmental impacts とする。

#45 について：

<アクション（結論）>

- ・ #45 は採用。

#46 について：

- ・ そもそも高金利でやってはいけないと言う話とやるにあたっては条件を示しなさいと言う話は違う。ビュレットを1つにするとアクションとして違うのではないか。ひとつは **accountability** の問題で、もうひとつは行為そのものをやめなさいということ。入れ方が問題では？
- ・ 6.7.3.1 に **responsible marketing** があり、情報開示の内容があるので、その説明に入れてしまってはどうか？
- ・ どこに入れるか？2302行の前？
- ・ 支払い金利が問題なのか、沢山貸すことが問題なのか？サブプライムローンは、沢山貸したことが問題になった。
- ・ 世界的には、高金利の問題。
- ・ **Description of the issue** の中にうまく入れ込んだほうがいいだろう。

<アクション（結論）>

- ・ #46 は修正採用。追加する場所は要検討。修正案は消費者が作成する。

#47 について：

- ・ 世界中にモノを売っている会社からすると、すべての情報をその国の言葉で表示するのは過度な要求。
- ・ 日本に入ってくるものは日本語にすることが法律で定められている。
- ・ クッキーなどには **detail** までに入っていない。
- ・ 家電などは使い方が分からなければ困る。輸入業者の人がやればいいのであって、作っている人がやらなくてもいいのではないか？
- ・ 日本の法律の場合、製造業者及び輸入事業者となっている。製造業者が必ずやるとも書いていない。
- ・ まじめな製造業者はそうは取らない。バリューチェーンの責任ということもある。

- ・ 表示があったほうが良いという一方で、すべてに対応するのは現実的に不可能ということはあるだろう。
- ・ こういうことは起こらないとは思いますが、例えば、部族が沢山いる国で「すべての言語に対応しなければいけない」という法律ができた場合に、ISO26000 が参照されて貿易障壁だと言われてしまわないか？
- ・ 逆に部族や少数民族がいる国の方が重要なのではないか。
- ・ 「consumer が容易に分かるように」に変更するか？ languages of the point of sale と限定されると厳しい。
- ・ なるべく多様な原語でいろいろなことに対応するということは一貫的に出てくる。どこまで言うかが問題。in the language of the point of sale については、IDTF に確認したい。

<アクション>

- ・ #47 は次回再検討。IDTF に確認。

#48 について：

- ・ potentially hazardous processes がどういうことかよく理解できない。in the language of the point of sale にかかってくる話。無くても分かる。

<アクション（結論）>

- ・ #48 は採用。

#49 について：

- ・ may be が入っているから残しても問題ないが、どこまで trace するのか、真面目に考えるとよく分からない。measures for traceability が何を言っているのかよく分からない。traceability は川上でよく使う言葉だが、ここでは川下の話。
- ・ 製造番号を書くといったような意味だったら分かる。
- ・ 書き直す提案をしたほうが良いだろう。
- ・ traceability については、IDTF で議論になったことがあるので、IDTF に確認してみたい。
- ・ 川下の管理というものはあるのか？
- ・ 自動車の製造番号のようなもの？
- ・ traceability to final customer として川下に向けたということを強調する？
- ・ measure to track distribution record？
- ・ 意図がよく分からない。

<アクション（結論）>

- ・ #49 は次回再検討。IDTF に確認。

#50 について：

- ・ バリューチェーン全部ということであると厳しい。それも、組織の **role** となっている。
- ・ ただ、ライフサイクルアセスメントでは、それをしなければならないという方向。カーボンフットプリントなどはライフサイクル。法律ではないからカーボンフットプリントのようなイメージではないか？
- ・ **An organization's role** としているのは、DIS でここだけ。role に違和感があるのであれば、role を入れ替える？ life cycle と value chain を取るという提案はネガティブに影響してしまう。
- ・ **An organization can promote sustainable consumption arising from products and services...**としてはどうか？
- ・ そうすると、Description of the issue ではなく、Related actions になる？
- ・ Related actions の 2409 行ではそれを更に具体化している。

<アクション（結論）>

- ・ #50 は修正採用。修正提案は、**An organization can promote sustainable consumption arising from products and services...**とする。

#51 について：

- ・ 具体的な消費者の選択行動について、どのような選択行動かを言っておいたほうがいいではないかという提案。
- ・ （修正提案について）ここまで言わなくてもいいのではないか。
- ・ 組織の社会的責任を言っているところ。消費者がどうということではない。
- ・ 組織が実現する上で、消費者はどのように動いて欲しいということは言える。
- ・ 消費者の責任はどこかに書いたほうがいいと思うが、書くのであれば、**Education and awareness** のところに書くか？
- ・ 「組織はできるだけ教育に協力することが必要。それは消費者がこのようにあることが必要」といったようなロジックで書くことが必要。
- ・ それだったら、#54 でも提案しているので、ここは現行のままとしてもいい。

<アクション（結論）>

- ・ #51 は不採用。

#52 について：

<アクション（結論）>

- ・ #52 は採用。

#53 について：

- ・ independent は外せないだろう。
- ・ robust の意味は？
- ・ 引用されている ISO 規格に出てくるか確認が必要。
- ・ Related actions のところは具体的なことを言うところなので、形容詞で議論になると混乱する。
- ・ robust が ISO 規格に使われていなければ、削除ということも議論になるだろうが、こだわる人はこだわるので、しっかりとした議論が必要。
- ・ for example で想像できるから切ってしまうては？
- ・ IDTF に確認してみたい。

<アクション（結論）>

- ・ #53 は次回再検討。IDTF に確認する。ISO14020 シリーズも確認。

事務局注：後日 ISO14020 シリーズを確認したところ、これらの規格には“robust”は使用されていない。

#54 について：

- ・ 「消費者市民」というのはちょっと受け入れられない。
- ・ 「世界経済や将来世代への影響に配慮する」というのは大変なこと。
- ・ CI で言っている責務は、環境くらい。
- ・ 消費者はひとりひとりなので、責務があるというのはなじまない。
- ・ Consumers can actively contribute to sustainable development taking social, economic and environment factors into account とするのはどうか？
- ・ それなら普遍的になる。
- ・ 「だから、組織は accurate な情報を Consumer に伝えるのが重要」といったような先程のラベルの議論につながっていくのではないか。
- ・ 国際社会では読み書きのレベルがまだある。
- ・ 温度差があるのだったら、あまり詳しく書かないほうがいいのではないか。
- ・ より分かりやすくなるのではないかということで提案したが、こだわりはない。
- ・ 前後のつながりからすると、consume responsibly の説明はあってもいいのではない

か。

- consume responsibly の後に、taking account of social, economic and environmental impacts.を追加する？
- CI の言葉も確認したほうがいいのではないか。

<アクション（結論）>

- #54 は次の修正提案とする（仮）。CI の言葉の使い方を確認する。
修正提案：consume responsibly の後に、taking account of social, economic and environmental impacts.を追加する。

#55 について：

<アクション（結論）>

- #55 は採用。

#56 について：

- 普通は天災と戦争は入らない。敢えて入れる必要はない。
- any necessary とある。when relevant と上にあるからいいが。
- any necessary は確かに強い。any がなければいいが。any を取って、precaution を複数にするか？

<アクション（結論）>

- #56 は修正採用。any を取って precaution を複数にし、necessary precautions とする。

6. 3 今後のスケジュールの確認

今回は、1月19日（火）13:30～17:00に開催することとなった。今回は、コメント#10、「支持する」コメントの取扱い（#2、8、9、19、20、24、28、34、42、43）、全体評価（#1）、無償化（#6、7）、AnnexのWeb化（#77）などに関する検討を行う。また、あわせて英文コメントの精査を行う。

また、2月1日（月）の午後の幹事会は仮置きとし、2月4日（木）の午後に国内委員会を開催することとした。

以 上